

第2章 通 則

第1節 消防同意審査上の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、消防法令について審査するものであること。この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導をすること。
- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。
- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素と調和がとれるよう、建築物の用途、使用実態に応じて指導すること。
- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うに当たっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 7 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその趣旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導をすること。
- 8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令 306号）で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物規制の担当との連携に配慮すること。
- 9 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定に当たっては、同意を求められた当日は算定されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

また、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信することをもって足りるものであること。

- 10 建築主事等が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項等がある場合の処理は次によること。

- (1) 建築確認申請図書が不足している場合は、当該図書を受理しないこと。
 - (2) 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不整合な箇所が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、同意又は不同意の処理を行わずに当該図書を返却すること。
 - (3) 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、追加説明書の提出を求めること。
なお、通知をした日から追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。
- 11 審査の結果、消防法令に違反している場合は、不同意とすること。
 - 12 建築確認申請図書の補正ができないことから、建築確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用する等不備のない建築確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。